

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

千葉県総務部税務課

1 改正の理由

地方税法等が一部改正されたことを踏まえ、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正するものです。

2 改正の内容

（1）電子帳簿保存制度の見直しに伴う改正

千葉県県税条例の一部を改正する条例（令和3年千葉県条例第21号）により納税環境整備の一環として、県税関係帳簿の電磁的記録による保存等に関して知事の事前承認を不要とする改正が行われたことに伴い、所要の規定整備を行うこととします。

（第82条～第84条、別記第146号様式、別記第149号様式～別記第157号様式関係）

（2）指定納付受託者制度の導入に伴う見直し

地方自治法等の一部改正（令和3年法律第7号）により、地方公共団体の歳入の納付方法について、クレジットカード決済やスマートフォンアプリ等を利用した納付が「指定納付受託者制度」による納付方法として新たに規定されたことから、県が指定する「指定納付受託者」に納税者が納付を委託することによって県税を払い込む方法を追加することとします。

なお、現に指定されている指定代理納付者に納付させることを申し出る方法による払い込みができるよう所要の経過措置を定めることとします。（第6条関係）

（3）県民税の減免対象法人の追加

地方税法等の一部改正（令和2年法律第5号）により、老朽化した団地型マンション等における敷地分割事業を行う「敷地分割組合」を法人県民税の減免対象に追加することとします。（第16条、第17条関係）

3 施行期日

（1）上記2（1）について

令和4年1月1日

（2）上記2（2）について

令和4年1月4日

（3）上記3（3）について

令和4年4月1日

4 意見公募手続について

上記2（2）及び（3）については、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第1項の規定により意見公募手続を実施しました。

上記（1）については、「他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき」（千葉県行政手続条例第38条第4項第8号）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。